

## 1. 調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）（以下「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

## 2. 調査対象物質

2018年度の初期環境調査においては、19物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分 <sup>注1,2</sup>		化管法指定区分 <sup>注3</sup>		調査媒体		
		改正前	改正後	改正前	改正後	水質	底質	大気
[1]	<i>o</i> -アセトキシ安息香酸（別名：アスピリン）					○		
[2]	<i>o</i> -アニシジン	第二種監視		第一種 14	第一種 17			○
[3]	2-エチルヘキサン酸	第二種監視			第一種 51	○		
[4]	2-エトキシ-1-([2'-(5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1,2,4-オキサジアゾール-3-イル)ピフェニル-4-イル]メチル)-1 <i>H</i> -ベンゾイミダゾール-7-カルボン酸（別名：アジルサルタン）					○		
[5]	3-クロロ-5-[3'-(ジメチルアミノ)プロピル]-10,11-ジヒドロ-5 <i>H</i> -ジベンゾ[ <i>b,f</i> ]アゼピン（別名：クロミプラミン）					○		
[6]	6-クロロ-7-スルファモイル-3,4-ジヒドロベンゾ[ <i>e</i> ][1,2,4]-2 <i>H</i> -チアジアジン=1,1-オキシド（別名：ヒドロクロロチアジド）					○		
[7]	1-(2-クロロトリチル)イミダゾール（別名：クロトリマゾール）					○		
[8]	2-(4-{2-[4-クロロベンゾイル]アミノ}エチル}フェノキシ)-2-メチルプロパン酸（別名：ベザフィブラート）					○		
[9]	サリチル酸及びその塩類（サリチル酸ナトリウムとして）					○		
[10]	5 <i>H</i> -ジベンゾ[ <i>b,f</i> ]アゼピン-5-カルボキサミド（別名：カルバマゼピン）					○		
[11]	トリフルオロ酢酸							○
[12]	1,3,7-トリメチル-1 <i>H</i> -プリン-2,6(3 <i>H</i> ,7 <i>H</i> )-ジオン（別名：カフェイン）					○		
[13]	2-ナフチルアミン							○
[14]	<i>p</i> - <i>tert</i> -ブチル安息香酸					○		○
[15]	5-(プロピオチオ)-1 <i>H</i> -ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル（別名：アルベンダゾール）及びその代謝物							
	[15-1] 5-(プロピオチオ)-1 <i>H</i> -ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル（別名：アルベンダゾール）					○		
	[15-2] 5-(プロピルスルホニル)-1 <i>H</i> -ベンゾイミダゾール-2-イルアミン（別名：アルベンダゾール-2-アミノスルホン）					○		
	[15-3] 5-(プロピルスルフィニル)-1 <i>H</i> -ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル（別名：アルベンダゾールスルホキシド）					○		
	[15-4] 5-(プロピルスルホニル)-1 <i>H</i> -ベンゾイミダゾール-2-イルカルバミド酸メチル（別名：アルベンダゾールスルホン）					○		